

静岡市女性会館条例の一部改正について

静岡市女性会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市女性会館条例の一部を改正する条例

静岡市女性会館条例（平成15年静岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

施設使用料

室名	位 置	収 容 人 員	様 式	第1条の設置目的のための活動その他生涯学習活動のために利用する場合の使用料						その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
				午前9時から正 まで	午後1時 から午後5時 まで	午後6時 から午後9時 まで	午前9時 から午後5時 まで	午後1時 から午後9時 まで	午前9時 から午後9時 まで	午前9時 から正 まで	午後1時 から午後5時 まで	午後6時 から午後9時 まで	午前9時 から午後5時 まで	午後1時 から午後9時 まで	午前9時 から午後9時 まで
第11集会	1階	14人	洋室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260円	710円	950円	1,050円	1,560円	1,810円	2,530円

室																
第12集会所	1	14	洋人室	350円	480円	520円	790円	910円	1,280円	730円	970円	1,050円	1,600円	1,830円	2,570円	
第21集会所	2	12	洋人室	330円	460円	500円	750円	860円	1,220円	690円	930円	1,010円	1,510円	1,740円	2,450円	
第22集会所	2	18	洋人室	340円	470円	520円	770円	900円	1,260円	710円	950円	1,050円	1,560円	1,810円	2,530円	
第41集会所	4	54	洋人室	750円	1,010円	1,100円	1,610円	1,960円	2,620円	1,510円	2,040円	2,220円	3,240円	3,940円	5,250円	
第42集会所	4	22	洋人室	380円	520円	560円	860円	990円	1,400円	790円	1,050円	1,140円	1,740円	2,000円	2,800円	
第43集会所	4	20	洋人室	350円	480円	530円	790円	920円	1,290円	730円	970円	1,070円	1,600円	1,850円	2,590円	

室															
第44集会室	4階	20人	洋室												
第45集会室	4階	36人	洋室	550円	740円	780円	1,190円	1,380円	1,940円	1,120円	1,490円	1,580円	2,400円	2,760円	3,900円
子ども室	1階	30人	洋室	570円	770円	800円	1,240円	1,430円	2,020円	1,160円	1,560円	1,620円	2,510円	2,870円	4,050円
ギャラリ	2階	—	—	310円	420円	480円	700円	810円	1,150円	640円	860円	970円	1,410円	1,640円	2,300円
軽運動室	2階	30人	洋室	740円	1,000円	1,080円	1,590円	1,940円	2,590円	1,490円	2,020円	2,200円	3,200円	3,900円	5,190円
料理実習室	2階	32人	洋室	820円	1,100円	1,170円	1,770円	2,120円	2,860円	1,660円	2,210円	2,360円	3,560円	4,260円	5,720円
研	4階	96人	洋	1,170円	1,570円	1,700円	2,530円	3,000円	4,090円	2,360円	3,150円	3,420円	5,090円	6,030円	8,190円

修 室	階	人 室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
和 室	4	20	和	530円	720円	760円	1,150	1,340	1,880	1,070	1,450	1,540	2,320	2,680	3,780
5			室				円	円	円	円	円	円	円	円	円

別表第2中「210円」を「220円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市女性会館条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市女性会館の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。